

くらしの

鍵

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

No.5

困ったときは、早めに相談を

消費者苦情相談

(市役所2階 第1会議室)

毎週水曜日10～12時

悪質商法にご用心

点検商法 編

点検に来たといって家に上がり込み、「布団にダニがいる」「シロアリの被害がある」などと事実と異なることを言って消費者を不安がらせ、高額な契約をさせる商法です。

Aさんの場合



「排水管の掃除をしています」と訪ねてきた作業員。掃除をしてもらった後、「ついでに床下の点検もしましょう!」と言われ、見てもらったところ、「湿気で柱が腐りそうだ。ちょうど床

下換気扇を持っているので、今日なら通常の半額で工事をします」と言われ契約し、すぐに工事をしてもらった。後で調べてみると柱に異常はないことがわかった。



だまされないためのカギ

- ・事前に何の連絡もせず訪れて「点検する」という業者は要注意。むやみに業者を家の中に入れない。
- ・その場で契約せずに、誰かに相談する。



契約してしまった

訪問販売の場合、クーリング・オフによる契約の解除ができます。
クーリング・オフができる期間は、8日間です。
(契約書を受け取った日を含む)
早めにご相談を。

●おたずね／広報情報課(☎21-8578)

広報 **いずも**

毎月第2・4木曜日発行

発行日:平成19年(2007)8月9日

発行:出雲市

編集:広報情報課

〒693-8530 出雲市今市町109-1

TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509

Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp

出雲市のホームページ

<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

市政や広報へのご意見・ご質問は
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212

佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444

多伎支所 TEL86-3111

市県民税第2期

国民健康保険料第2期

介護保険料第3期の納期は

**8月16日(木)～
31日(金)です。**

期限までに忘れず納めましょう

●市民税課(TEL21-6703)●